

白老町議会の多彩な改革 通年議会制を全国ではじめて導入

白老町議会は、第一次分権改革が行われた二〇〇〇年の少し前あたりから、今日的な内容をもつ議会改革に着手したが、そうした改革の流れのなかで、二〇〇八年六月議会から、全国で初めてとなる「通年議会制」を導入した。その契機となったのは、任期満了に伴う次期改選期（二〇〇七年十一月）から議員定数が減少することへの対処であった。

議員定数を二〇人から一六人へと四人削減するにともない、議会機能が低下しない仕組みが必要になったのである。そこで、①議会のチェック機能を確保する、②議会運営と住民の意思が乖離しないようにする、③議員の資質向上を図るなどの観点から、仕組み改革の検討がなされた結果、大きく二つの課題に取り組みことを決めた。

第一は「広報広聴常任委員会」の設置で、これにより住民の声を聴く広聴活動の強化を図ることにした。従来の公聴は、議員個々の活動に委ね、議会本来の機能とは考えてこなかった。だが、行政が情報公開・住民参加・行政評価などの仕組みを整備して住民の意見を聞く努力が積極化すると、その反面、相対的に議会に対する住民の信頼感は弱まる。そこで、住民の意思と乖離しない議会運営のために議会広聴の充実が迫られた。

第二は議会の招集を年一回とする「通年議会制」

の実施である。二〇〇四年の自治法改正で定例会の回数制限は撤廃されたが、議会の招集権をもつ長が年四回の定例会を招集するのが通例となっていて、議会が自らの意思で開く仕組みになっていない。そこで通年議会制を導入して議会が一年を通して主導的・機動的に活動できる制度にあらためた。

これにより災害時の緊急対応や突発的な行政課題に対しても臨機応変に対応できるようになるとともに、この通年議会制を公聴活動の強化と組み合わせることによって、議会の行政に対するチェック機能が強化されることになった。

通年議会の実施により、「会議を招集する時間の余裕がないとき」（地方自治法一七九条）に認められる長の専決処分はできなくなるが、議会は町長と協議し、地方自治法第一八〇条第一項の規定による町長の専決処分事項として七項目を指定した。

通年議会を導入後の議会の開催日数は、二〇〇八年の本会議及び委員会の合計で延べ一六六日、出席日数の最も多い議員は延べ一四一日、議員の平均でも一二〇日となっている。また、本会議の開催日数にあまり変化はないが、委員会などの活動日数は増加し、現在も同じ状況が続いている。

視察受入件数は、例えば二〇〇八年は総件数七十二件のうち議会改革・通年議会関係は四八件と全国の市町村から多数の視察が来町した。こうした活発な視察にみられるように、白老町議会にはじまる通年議会制は、その後、全国の市町村議会に波及していった。

白老町議会は二〇〇八年度に、全国町村議長会の特別表彰を受賞した。それまで続けてきた改革、例えば、質問・質疑の二問一答・対面方式の採用、インターネットによる議会中継、議会ホームページの開設など他議会と共通の工夫のほか、全国初の通年議会の導入、議会懇談会の実施、各地域で開催する移動常任委員会の実施、本会議・委員会の夜間開催、参考人制度の活用、議会傍聴規則の見直し（傍聴禁止制限の撤廃、手続不要）、委員会の完全公開など、独自の取り組みをふくむ多数の改革が高く評価されたものと思われる。

また、白老町は、二〇〇六年に自治基本条例を制定したが、ここでは協働の原則にもとづく「情報共有」と「住民参加」の二本柱とともに、これを実践するための議会の責務として「不断の議会改革」を定めている。

栗山町議会が初の議会基本条例を制定してから一〇年経ち、全国で議会基本条例の制定が急増している。当議会においても、議会改革をさらに進めるため、これまで積み重ねた諸改革をふまえて、議会基本条例の制定について積極的に議論し、「町民に開かれた議会」、「町民に信頼される議会」をめざして、「不断の議会改革」を進めていきたい。

△ひなみ みつお・白老町議会議務局長▽